

文部科学省学校施設環境改善交付金の十分な確保を求める意見書

基礎自治体は、さまざまな国の補助制度を活用し地域の課題解決に当たっている。今後も多様化する住民ニーズに対応し、各種事業を安定的に行うためには、国において十分な予算の確保が必要不可欠である。とりわけ、児童・生徒の安全・安心の確保と教育環境の充実を図るため、計画的な学校施設の環境改善に取り組んでいる。

近年、校舎、トイレ、体育館等、多くの学校施設で老朽化が進み、施設の長寿命化や環境改善など、安全で安心な教育環境の整備は緊急かつ重要課題となっている。

また、学校施設は、熊本地震のような大規模災害発生時には、地域の住民の避難場所としてますます重要な施設となることから、非構造部材の耐震化や防災機能の強化も喫緊の課題となっている。

本市は「第4次三鷹市基本計画（第1次改定）」を策定し、「安全で開かれた学校環境の整備」に基づき、文部科学省所管の「学校施設環境改善交付金」を活用して取り組んでいるところである。

しかし、2016年度の「学校施設環境改善交付金」申請事業については、2015年度以上に不採択事業が多数生じており、その結果、全国の基礎自治体において事業の先送りや多額の財源不足の補填を余儀なくされるなど、全国的に行財政運営に多大な影響が及んでいる。

よって、本市議会は、政府に対し、文部科学省学校施設環境改善交付金に必要な財源を当初予算に確実に確保するよう要望するものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成29年6月22日

三鷹市議会議長 宍戸治重